

## 第3章

# 本計画のしくみ

理念から重点施策の構成にいたるまでの、本計画の基本的なしくみや、実現をめざすものについてお示しします。

1. 基本理念・・・・・・・・・・23
2. 計画マップ・・・・・・・・・・25
3. 成果の見える化・・・・27
4. 地域福祉の推進に係る層・・・・33
5. 取り組みの柱・・・・・・・・35
6. 伊賀市流地域共生社会イメージ図・・・・・・・・41
7. 重点施策の構成・・・・43

## 1. 基本理念

# ひとりひとりが支え合い つながりあいながら、 いきいきと暮らせるまちづくり

すべての市民が笑顔で“ありがとう”を言える  
そんなまちづくりを推進します。

第3次計画では、すべての市民が安心して人生の最期まで暮らしていけるまちづくりのために、全世代・全市民を対象にした地域包括ケアシステムの構築をめざして取り組んできました。

しかし今後人口減少や高齢化が加速していくことが想定され、すべての市民が住み慣れた地域の中で笑顔で暮らしていくためには、これまで築き上げた伊賀市流の地域包括ケアシステムを進化・深化させる必要があります。

そのため、地域住民がさまざまな課題を「我が事」としてとらえること、そしてつながり合う土壌をつくり課題を「丸ごと」受け止めていけるしくみづくりが必要です。

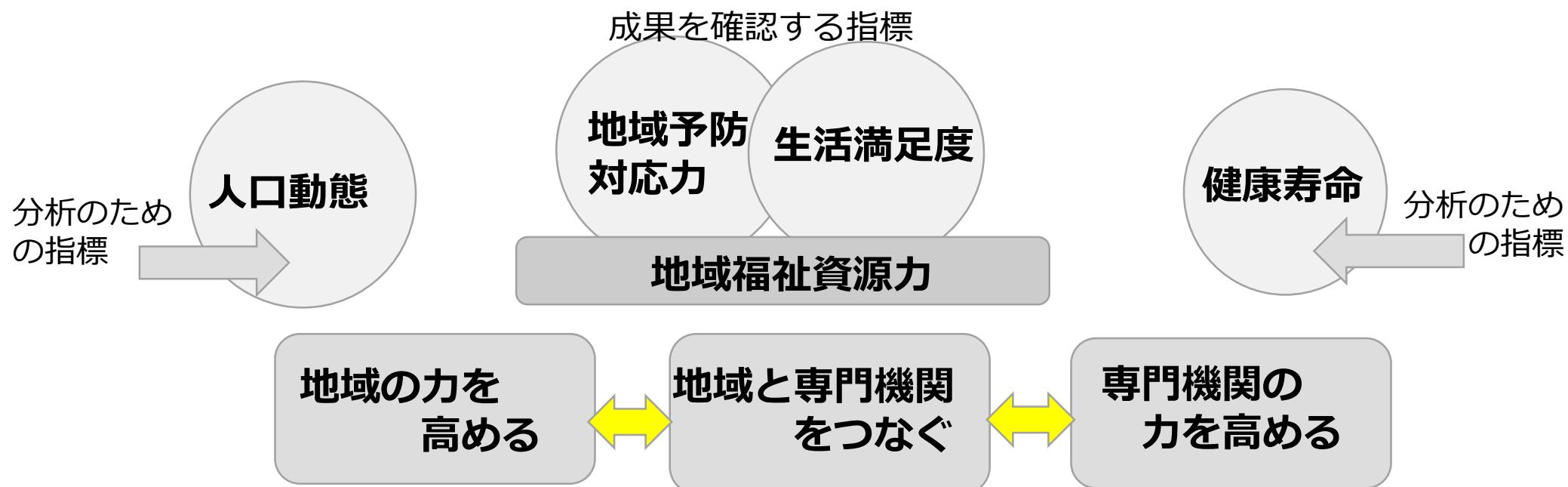
地域共生社会は支える・支えられるという関係を超えて、お互いが支え合うことで実現される社会です。みんな何らかの役割を持っていきいきと、お互いが支え合いながら暮らしていける、5年後はそんな地域共生社会が実現した伊賀市になっていることをめざします。

**「共」に支え合ってつながり、地域の中でいきいきと「生」きる。  
そんな「社」会を実現させ、すてきな笑顔にめぐり「会」おう。**



## 2. 計画マップ

ひとりひとりが支え合いつながらいながら、いきいきと暮らせるまちづくり



理念

指標

戦略

### 4つの支え

- ①高齢者支援 ②障がい者支援 ③子育て支援 ④生活困窮者支援

### 4つの安心

- A住まい B地域医療 C健康づくり Dくらし

### 6つの充実

- ①みんなでつくる地域福祉コミュニティ ②多機関の連携による福祉の「わ」づくり ③つながりあえる地域づくり  
④安心と安全のまちづくり ⑤これからの人材を育成するしくみづくり ⑥生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり

重点  
施策

### 3. 成果の見える化

#### 指標① 人口動態

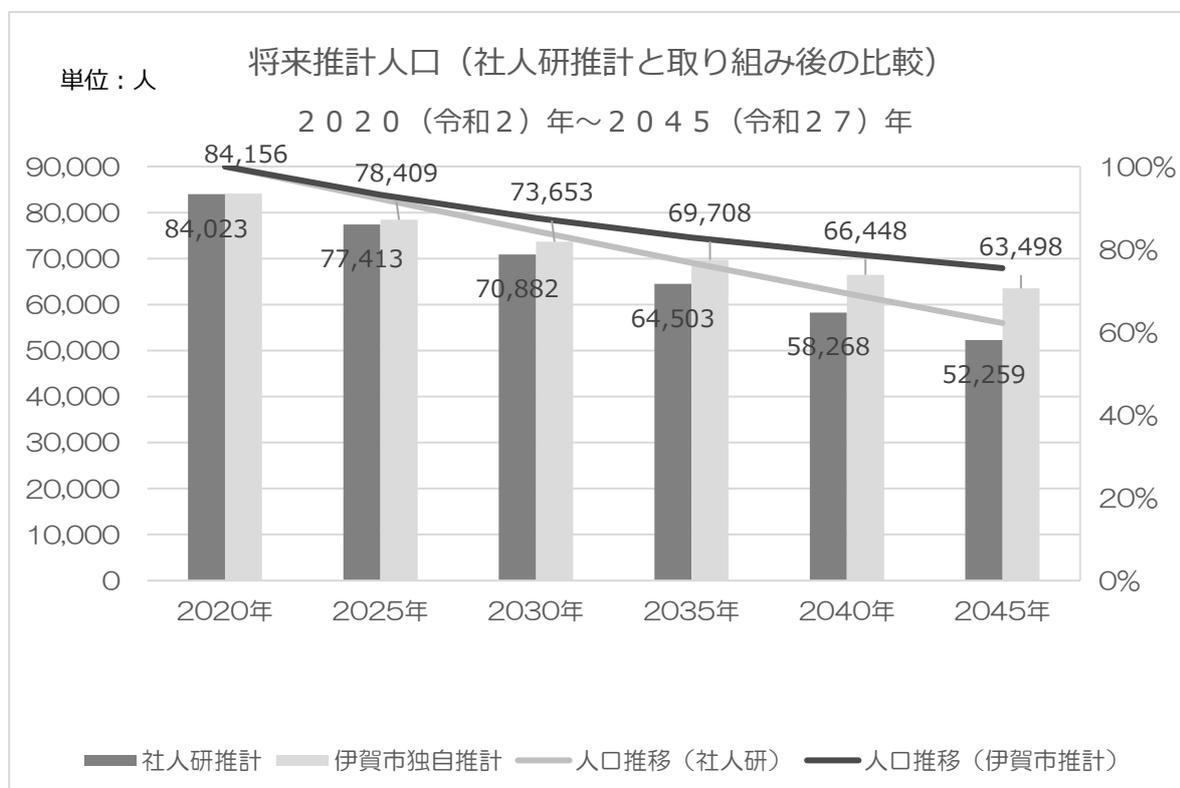
これからは高齢化もピークを迎え、全年代で人口減少が進みます。

伊賀市だけではなく、日本全体で人口が大きく減少する時代がこれからますます進んでいくことが想定されています。

伊賀市では総合計画の別冊として策定する「伊賀市人口ビジョン」において、さまざまな対策や取り組みを行う等将来のめざすべき方向を定め、その減少を緩やかにすることが出来るのではないかと、将来人口を展望しています。

地域福祉の推進においては、人口の減少に対応した持続可能な地域づくりをめざしていく必要があります。

#### 人口動態



第2次伊賀市総合計画第3次計画 より

## 指標② 健康寿命

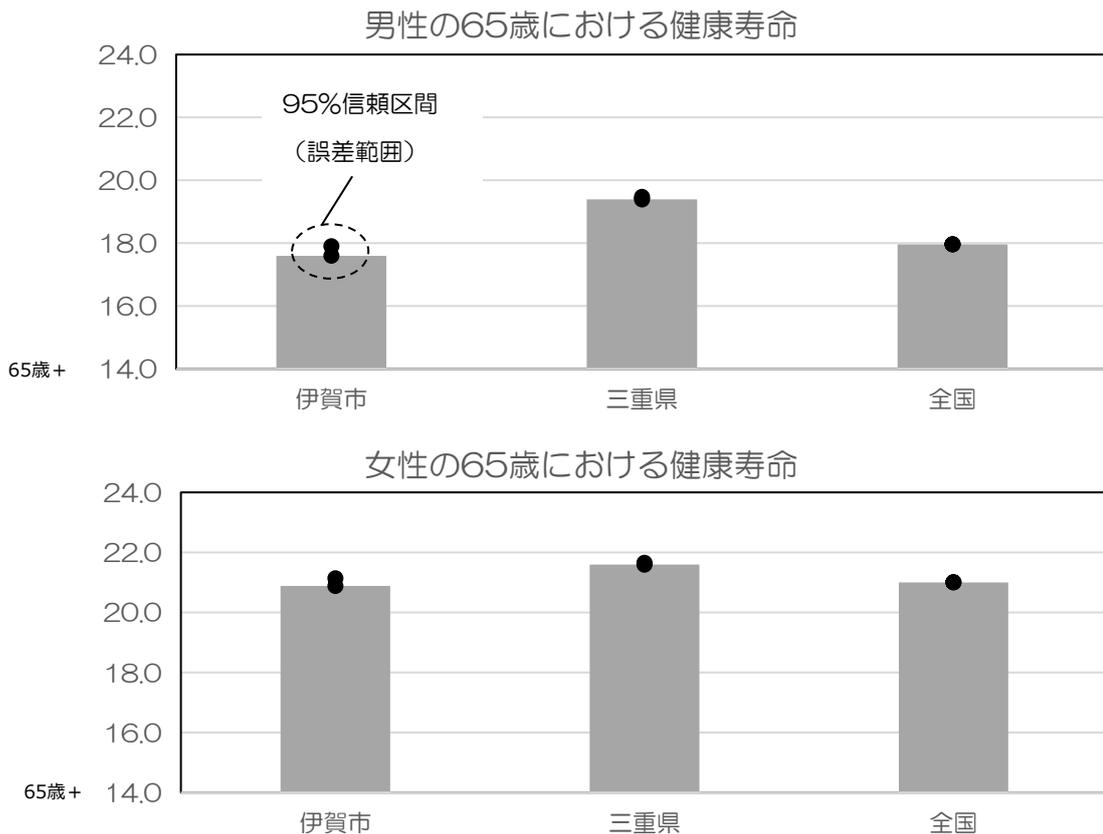
健康寿命を延ばすためのさまざまな活動に取り組むことが大切です。

市民の健康寿命は少しずつ延び、介護等が必要になる期間が短くなってきていることは、第3次計画の期間で明らかになりました。

今後も平均寿命の延伸が見込まれていますが、それは健康な期間だけではなく、介護等が必要な期間が延びることも想定しないといけません。

引き続き健康寿命の延伸を図るとともに、介護等が必要になる期間が短くなる取り組みを進めます。

### 健康寿命



※健康寿命の算出方法はいくつかあり、今回は、比較がしやすいように、**伊賀市の算出方法に合わせて**、全国と三重県の健康寿命を算出しています。実際に公表されている全国や三重県の健康寿命ではありません。

※健康寿命は以下の項目から算出しています。

- ①平均余命（65歳から死亡するまでの平均期間）
- ②介護等が必要な期間
- ③健康寿命…平均余命から介護等が必要な期間を差し引いた期間

### 指標③ 地域予防対応力

引き続き地域予防対応力を分析し、地域における取り組みを「見える化」します。

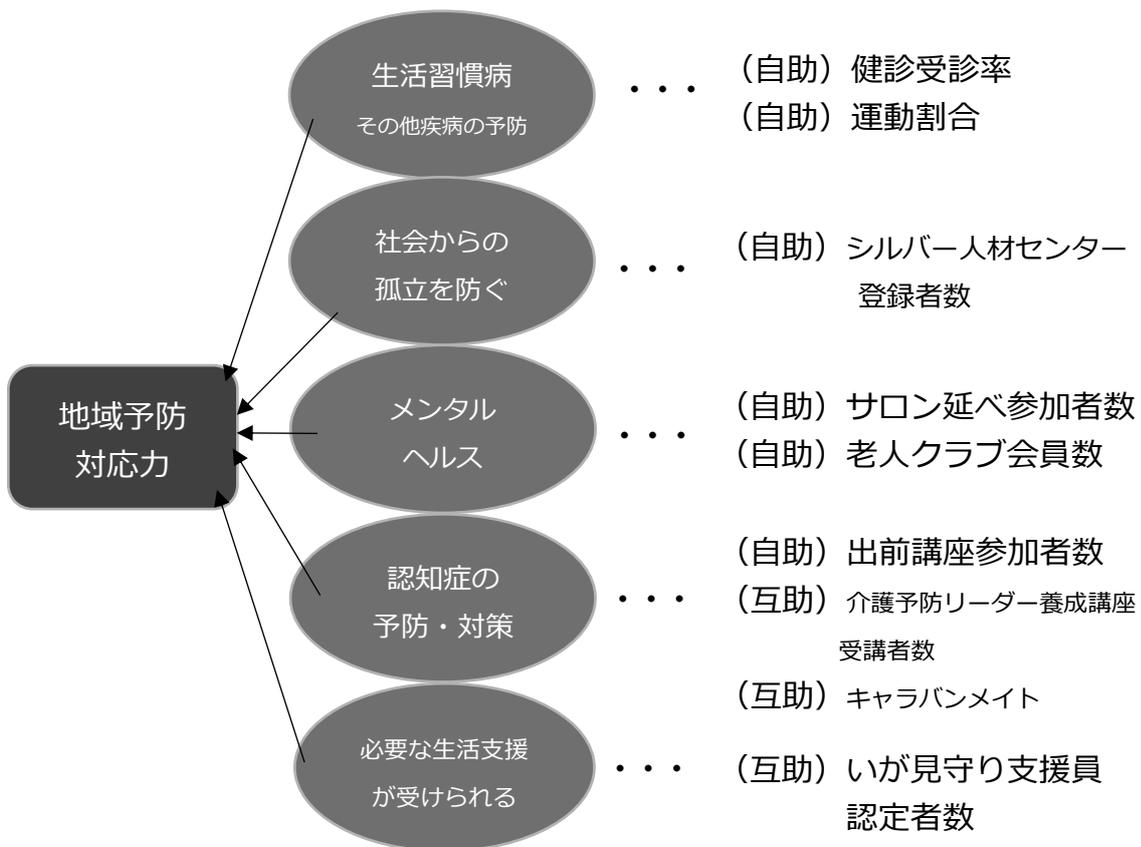
健康寿命の延伸や、介護予防に関する取り組みがどれくらい進められているかを測るために、地域予防対応力を設定しています。

地域予防対応力は6つの「自助」と3つの「互助」の計9つの指標があります。

第3次計画期間中の推移を追い、地域ごとに「強み」が現れている部分と「弱み」が現れている部分を分析した結果に基づいて、地域福祉コーディネーターが地域住民とともに、地域予防対応力の指標を活用しながら、地域での取り組みを行っていきます。

#### 地域予防対応力と各項目との主な連動

9つの指標



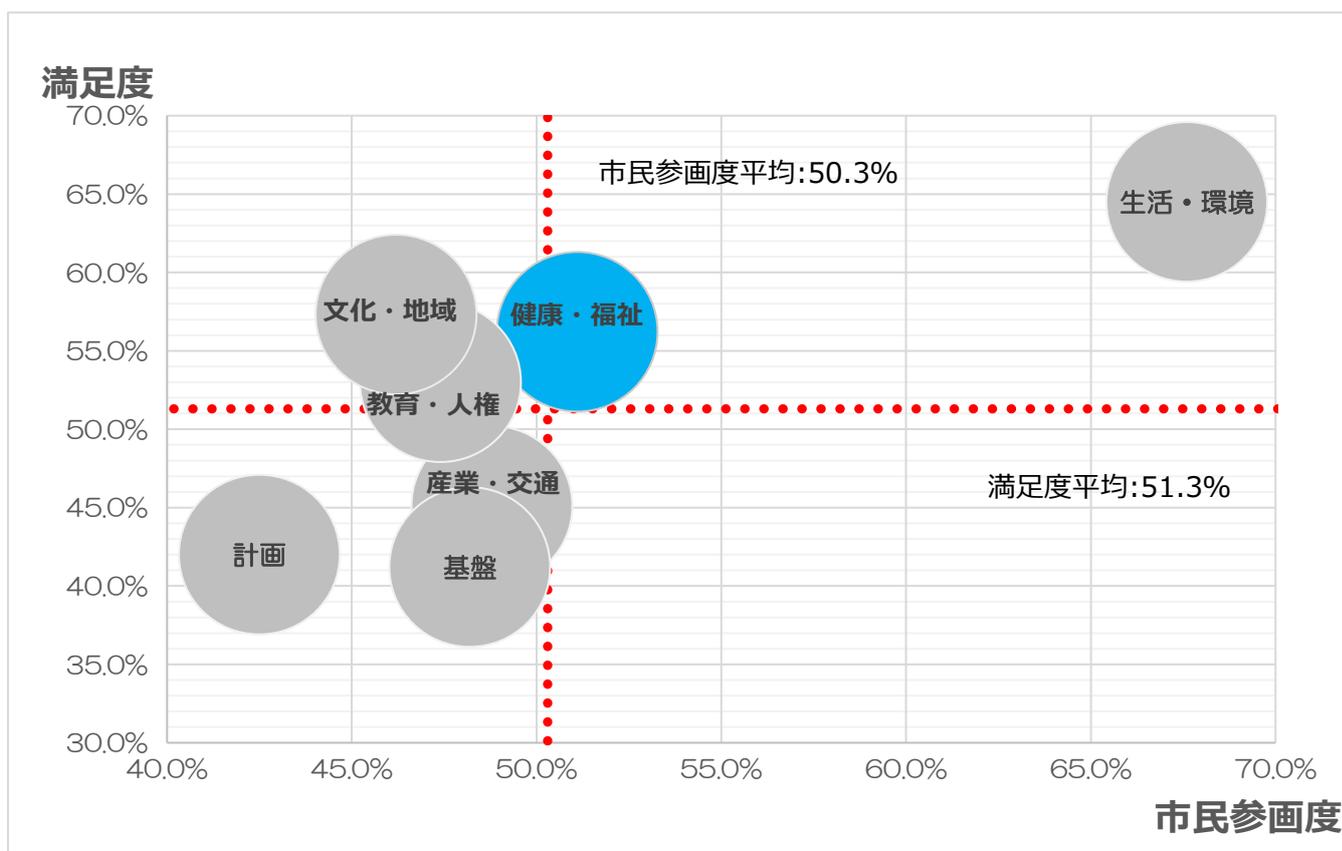
## 指標④ 生活満足度

まちづくりアンケートから、市民ニーズを分析します。

まちづくりアンケートの健康・福祉分野では、「健康づくり」「医療」「福祉総合相談」「障がい者支援」「高齢者支援」「生活支援」「社会福祉・地域福祉」「子育て・少子化対策」という8つの項目があり、満足度と市民参画度について調査を行っています。

それぞれの項目を分析すると、健康・福祉分野については満足度、市民参画度も平均より高いことが分かります。引き続き、市民ニーズの分析を行い、少しでも市民が満足し、参加していただけるように取り組みを進めていきます。

### 健康・福祉分野と他分野の比較



令和2年度伊賀市まちづくりアンケート より

## 指標⑤ 地域福祉資源力

地域共生社会の実現のためには地域がどれだけ活性化しているかが重要になります。

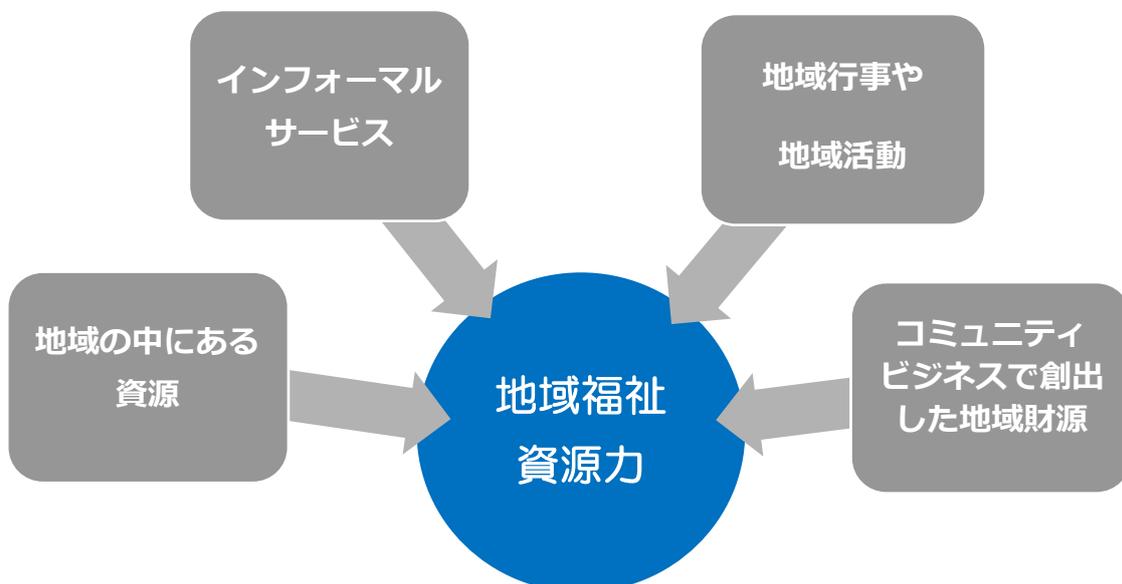
伊賀市流地域共生社会の実現を目指すためには、それぞれの地域にはどんな資源があるのか、その資源をどのように活かして、どのような取り組みが行われているのかを把握する必要があります。

本計画では、地域共生社会に必要不可欠な地域力の強化を「見える化」するための指標として以下の項目により地域福祉資源力を測ります。

- ①住民が集える場所等の地域資源
- ②地域で行われているインフォーマルサービス
- ③地域行事や地域活動
- ④コミュニティビジネス等により創出された地域財源

これらについて、中間年（2023（令和5）年）に推移をお示しします。

### 地域福祉資源力のイメージ図





## 4. 地域福祉の推進に係る層（圏域）

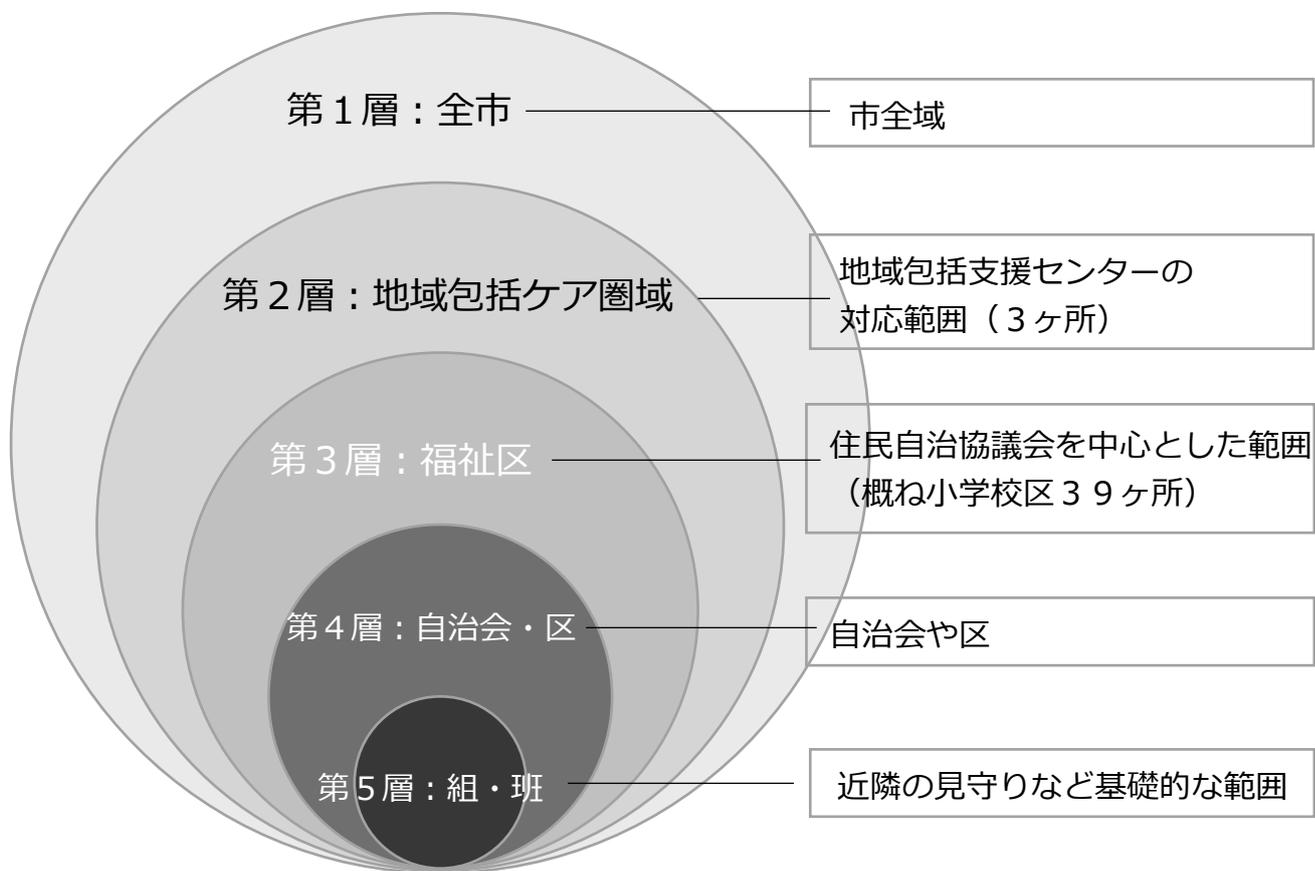
5つの層（圏域）に基づいて取り組みます

伊賀市では、市民の生活形態に合わせて、適切な支援やサービスを提供するための範囲（圏域）を「層」という形で表しています。

第3次計画において取り組んだ地域包括ケアシステムの構築のために、それまで支所単位や日常生活圏域単位で設定していた第2層について、福祉の総合相談窓口として位置付けた地域包括支援センターの対応範囲（3ヶ所）に変更し、「地域包括ケア圏域」という層を導入しました。

本計画でも第3次計画に引き続き、この5つの層（圏域）に基づいて、包括的な支援体制の充実や住民主体による持続可能な地域づくりを進めます。

伊賀市で設定している5つの層（圏域）イメージ図





## 5. 取り組みの柱

### 戦略① 地域の力を高める

地域の力を高めることで、持続可能な地域づくりを進めます

伊賀市には、地域を良くするために、地域住民により設置された組織である住民自治協議会があります。地域福祉の推進にあたっては住民自治協議会と連携して、公的な制度では対応できない地域の課題やニーズを把握・共有し、地域課題を地域全体で支えるしくみである地域福祉ネットワーク会議の設置を進め、安心して暮らせるまちづくりのため取り組んでいます。

今後は、地域福祉ネットワーク会議連絡会により、地域福祉ネットワーク会議間の連携を密にし、お互いに高め合い地域力の強化を推進していきます。

また、地域課題の解決に取り組むという「マイナスをゼロ」にしようとする活動だけでなく、それぞれの地域独自の誇れる「宝物」を見つけ出す「ゼロからプラス」を生み出すための活動を支援します。

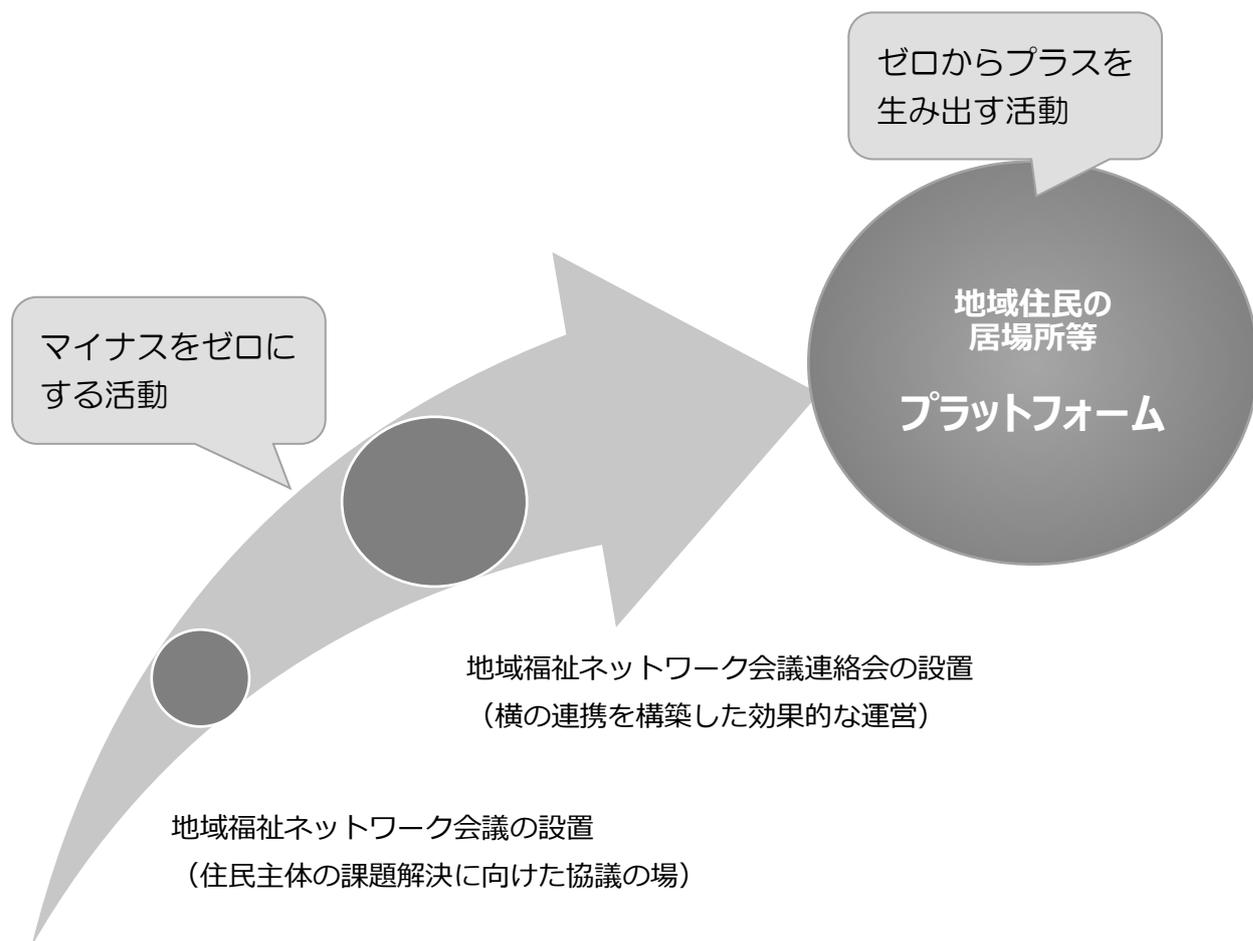
国では、社会福祉法人、地域住民、福祉関係者等のさまざまな地域の担い手が分野を超えて協働することで、さらなる展開が生まれる場としてプラットフォームを定義し、これを中心として地域づくりに取り組んでいくことを示しています。伊賀市では、地域福祉ネットワーク会議というしくみを活用して、プラットフォームを形成し、住民自治協議会をはじめとした多様な主体による持続可能な地域づくりの推進に取り組みます。

---

※プラットフォームとは

本来は、周辺よりも高くなった水平で平らな場所のことをいいますが、そこから転じて、基盤づくりという意味に使われるようになり、国においては、分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる場として、地域共生に資する地域活動が行われる場として定義されています。

☆持続可能な地域づくり（イメージ）



伊賀市では、住民主体による課題解決のための協議の場として、住民自治協議会単位において、地域福祉ネットワーク会議を設置する取り組みを行ってきました。

今後は、地域福祉ネットワーク会議をベースにした新たな地域づくりの取り組みを進めますが、そのためにまずは地域福祉ネットワーク会議間の連携を密にし、それぞれの地域が補完し合うことで、地域づくりを行います。

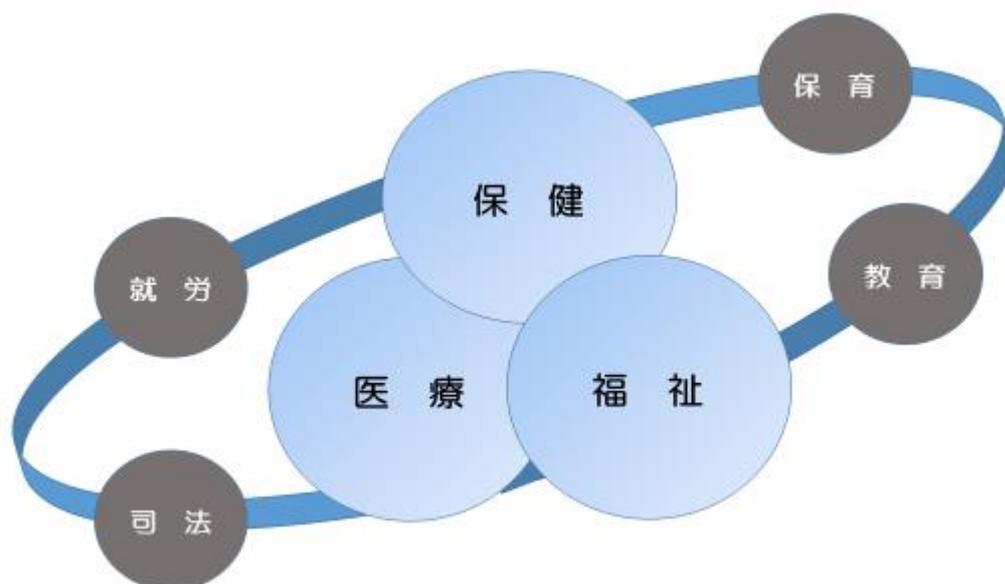
## 戦略② 専門機関の力を高める

多職種・多機関が連携・協働していくことが求められています。

これまでも、地域包括ケアシステムの構築のために、保健・医療・福祉分野の多職種による専門職間の連携に取り組み、さまざまな事業にも取り組んできました。

今後は、この保健・医療・福祉分野の連携をさらに進めるとともに、教育・就労等を含めた多機関が連携し、これまでの取り組みをさらに発展させることで、地域を支援する、地域に貢献することができる体制やしきみをつくります。

☆専門機関によるネットワーク（イメージ）



新たな庁内連携体制のしくみをつくります。

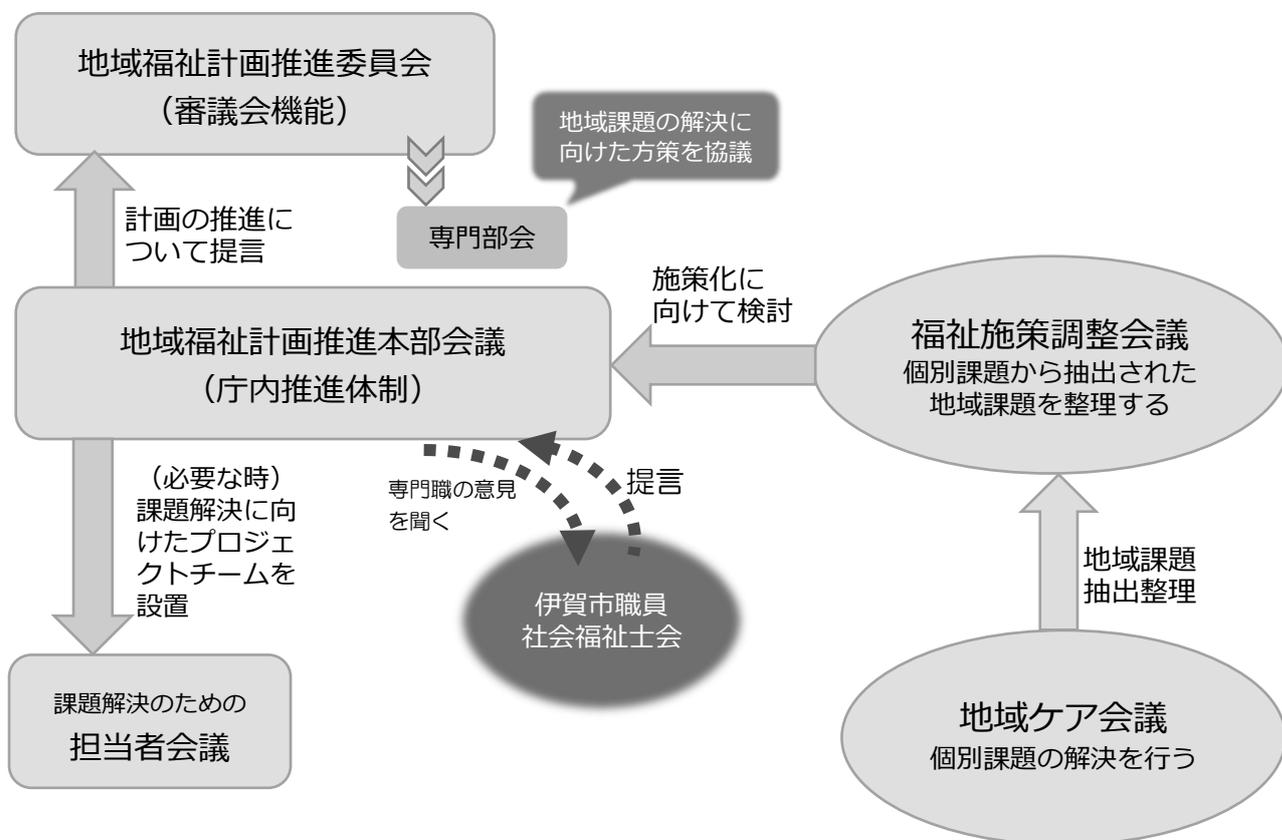
伊賀市では、これまでからも分野を問わない相談を受け付ける福祉総合相談窓口を設置し、複合化する相談に関しては、多機関をコーディネートする部署をとおして、連携することで事案の解決を行ってきました。

そして、個別課題の解決にとどまらず、地域全体における課題である場合は、同様の事案があった際に解決に導きやすくするよう取り組みも行ってきました。

今後は、多岐にわたる課題を解決する方策について、連携して協議する新たな庁内体制を整え、多くの課題を解決できるようにします。

そのため、資格のある専門職の職員の集まりを組織し、さまざまな地域課題に対して、スペシャリストとしてのアプローチから、地域課題解決の方策を導き出すしくみをつくります。

#### ☆新たな庁内連携体制



### 戦略③ 地域と専門機関をつなぐ

地域の取り組みと専門機関のネットワークをつなげます。

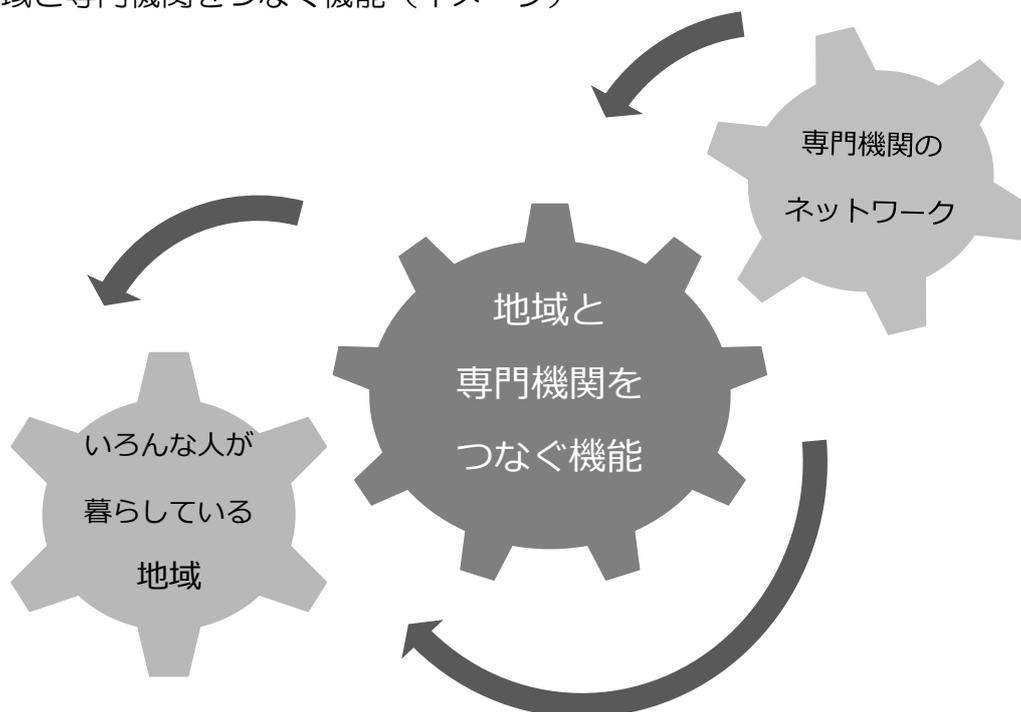
伊賀市では、福祉総合相談窓口を設けることで、市民が気軽に困りごとを相談できるように努めています。そして、専門分野の窓口につなげることで、適切な支援を受けることができるしくみを構築しています。

この取り組みをさらに進めるためにも、断らない相談を実践できる福祉総合相談窓口に加え、アウトリーチによる伴走型支援の強化を行います。

それとともに、地域において社会とつながりが希薄になることで、孤立状態になる人についても、地域のなかでのつながり合えるよう支援する体制を構築します。

また、これからは、従来の分野ごとの支援にかわり、さまざまな分野を一体的にとらえ、必要な支援を行う「重層的な支援体制の整備」に取り組むことで、地域と専門機関をつなぐ機能を強化していきます。

☆地域と専門機関をつなぐ機能（イメージ）



※アウトリーチとは

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けるプロセスのことをいいます。

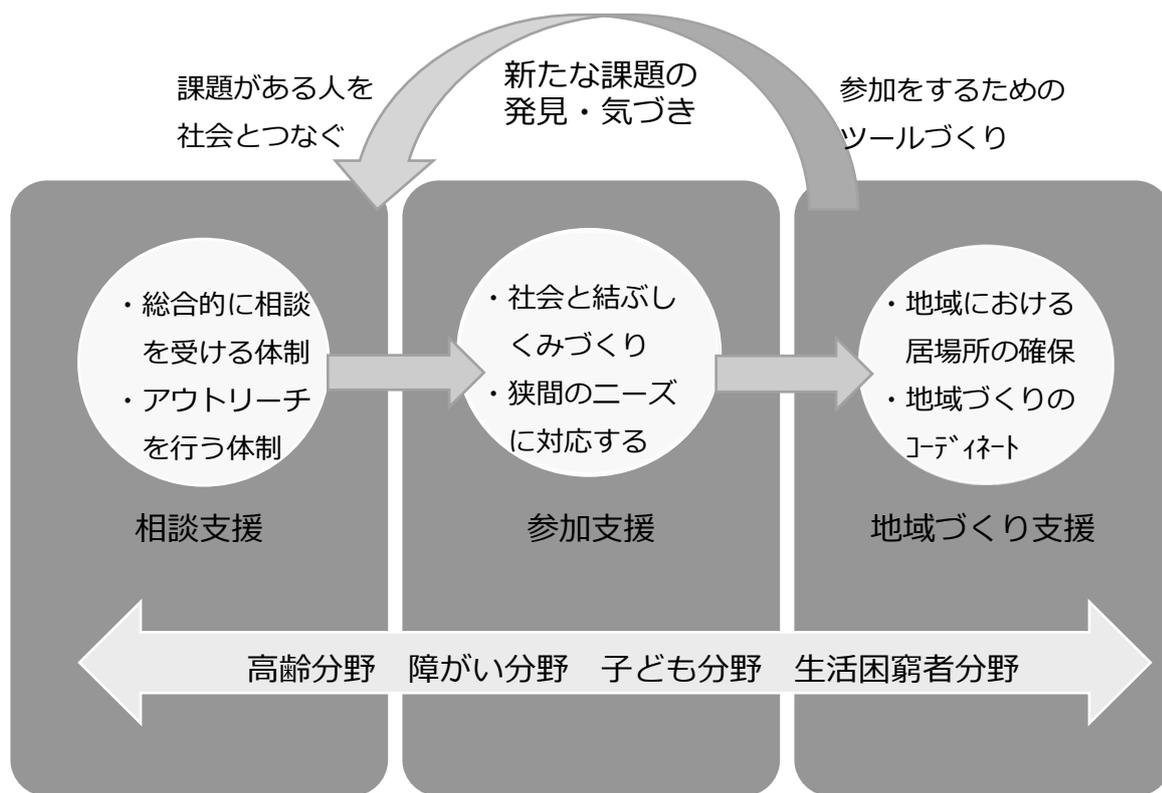
## 分野を問わない一体的な支援体制を構築します。

社会福祉法が改正され、2021（令和 3）年度から包括的な支援体制を構築するために、分野ごとに行う支援を、本人の属性を問わず一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

伊賀市では、この事業に取り組むことにより、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、ひとりひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援や、寄り添いながら伴走していく支援を充実させていきます。

併せて、複雑化・複合化する事例については、支援に関わる多くの機関が協働する体制をコーディネートし、既存の会議体を活用しながら、それぞれがしっかりと役割を分担し、支援の方向性を統一して取り組む体制を整備します。

### ☆伊賀市が考える重層的な支援体制

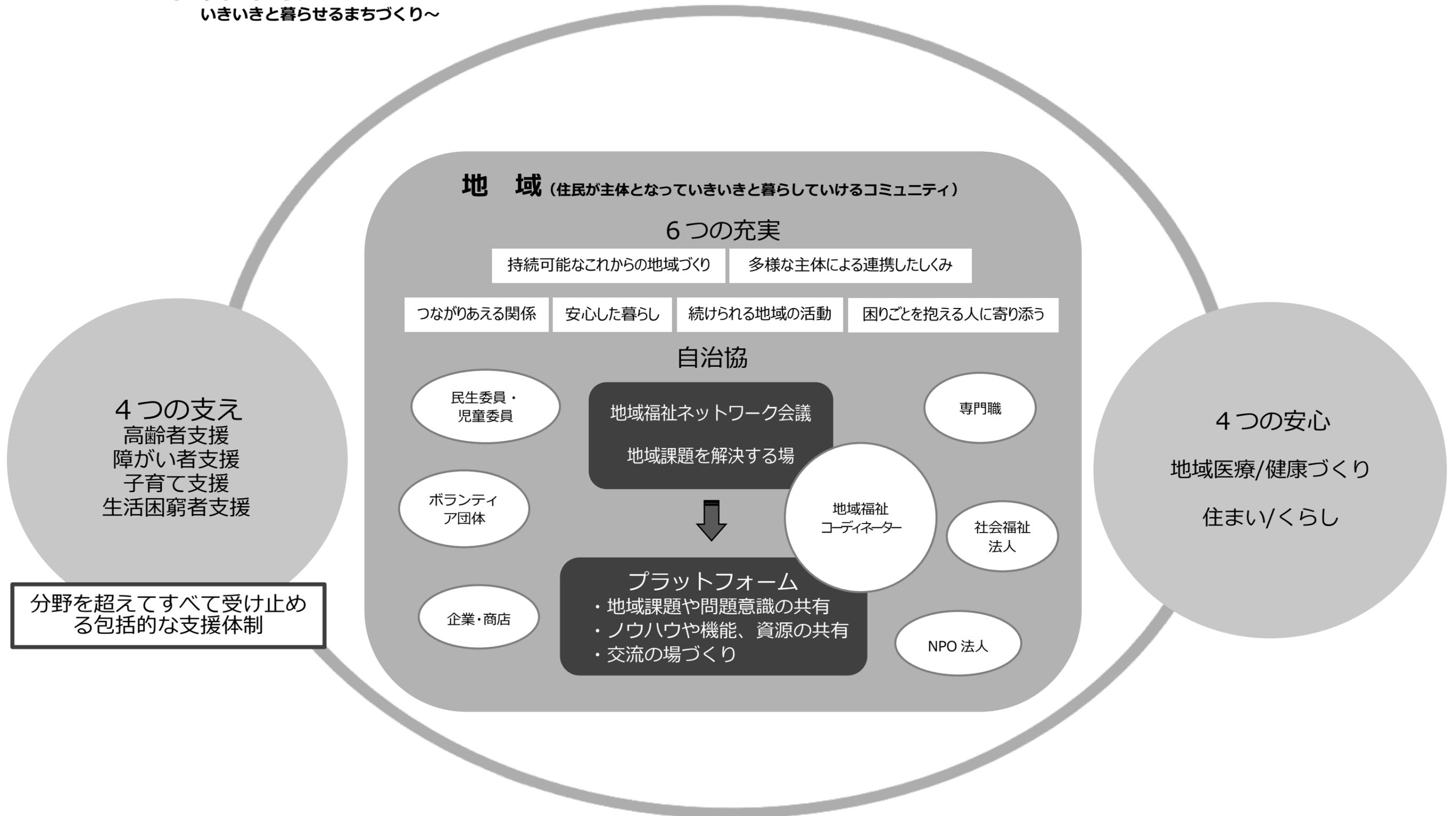


### ※重層的支援体制整備事業とは

2021（令和 3）年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法においては、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。（第 106 条の 4 第 2 項）

## 6. 伊賀市流地域共生社会イメージ図

～ひとりひとりが支え合い  
つながりあいながら、  
いきいきと暮らせるまちづくり～



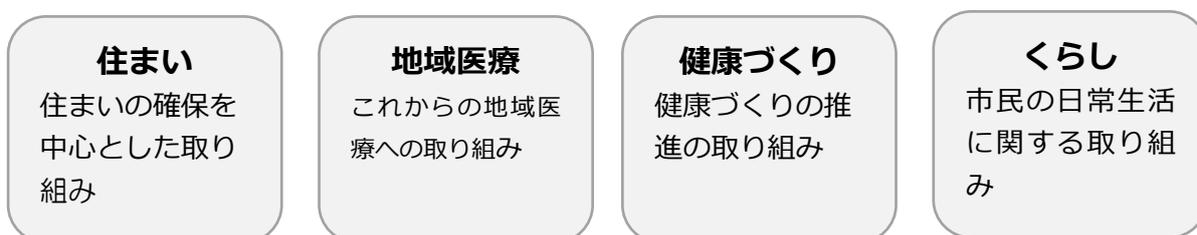
## 7. 重点施策の構成

### ① 4つの支えと4つの安心

#### 4つの支え



#### 4つの安心



## ② 6つの充実

### ① みんなでつくる

#### 地域福祉コミュニティ

地域の力を高める取り組みにより  
持続可能な地域づくりを行います。

### ② 多機関の連携による

#### 福祉の「わ」づくり

行政・社会福祉法人・NPO 法人・  
民間事業者等が連携するしくみを構  
築します。

### ③ つながりあえる地域づくり

孤立状態にある人と社会のつなが  
りを作るなど、地域で支え合える基  
盤をつくります。

### ④ 安心と安全のまちづくり

支え合える基盤をすることにより、  
困りごとがあっても安心して暮らせ  
るまちをめざします。

### ⑤ これからの人材を

#### 育成するしくみづくり

支え合いの基盤をつくり安心して  
暮らせるまちをめざすために、地域  
の担い手を育成します。

### ⑥ 生きづらさを抱えた人に

#### 寄り添う社会づくり

何らかの原因で生きづらさを抱え  
ている人に寄り添い支えるしくみを  
つくります。